

ヨハネス・メスナーにおける個と共同体

－補完性の原理と共同善－

佐々木 亘*, 佐々木恵子**

The Person and the Community in Johannes Messner
－On the Principle of Subsidiarity and the Common Good－

Wataru Sasaki* and Keiko Sasaki**

ヨハネス・メスナーによると、補完性原理は共同善原理より導かれており、両者は根本において同一のものとして捉えられている。メスナーにおける社会倫理にとって共同善原理は、その思想の中核に位置する重要なものであり、補完性の原理は、その責任範囲にもとづいた諸権限を規制している。すなわち、補完性の原理によって、援助という性格を持つかぎり、社会諸集団や個人の自然本性的な固有権が保護されるのであり、それは、補完されるものと補完するものの相対的な関係によってではなく、共同善の原理に基礎づけられた秩序にもとづく。そして、そこに個人と共同体における責任と自由が存在し、自己決定の義務が課せられているのである。

Key Words: [共同善原理] [補完性原理] [伝統的自然法論] [実存的諸目的]
[自由]

(Received September 24, 2014)

序

「補完性の原理」は、今日、日本においても地方自治政策に盛りこまれるなど、めずらしい言葉ではなくなってきたと言える。じっさい、人間は、何らかの共同体に属し、共同を通じて社会を築いており、地方自治では、その活性化にむけて、国から地方自治体である都道府県や市町村へと権限移譲がなされ、市民についても「自助」努力を前提に、「共助」、「公助」という補完がなされようとしている⁽¹⁾。

補完性の原理は、これからの少子高齢化社会において、より有効な社会システムを考えるためにも、きわめて有効な論点を提供すると期待されている。それと同時に、もし補完性の原理が機能しないような社会を想定するならば、個人はますます孤立化して、究極的な自己責任を背負いこむことになるか、もしくは全体主義的な仕方、まさに「計量化された個人」として

* 鹿児島純心女子短期大学生活学科生活学専攻現代ビジネスコース (〒890-8525 鹿児島市唐湊4丁目22番1号)

** 神戸大学修士 (経済学)

生きていかざるをえないことになるであろう。それはわれわれにとってかなり悲惨な状況である。

しかるに補完性の原理は、そもそも、いわゆる「カトリック社会思想」にその起源を有している⁽²⁾。そして、この原理において本来的な意味で重要なことは、その理論の中心に、人間の尊厳と共同善に関する深い洞察が認められるという点である。「人間であるかぎり、それぞれが尊厳を持ち、人格としてよりよく生きていく」という、この原則は、一見あたりまえのように思われる。しかしながら、現実社会においてこの原則を具体化させるためには、多くの困難がともなうであろう。その意味で、この原則は、われわれにとってきわめて重要な課題でもある。

じっさい、現代の日本社会においては、戦後めざましい経済発展を遂げ、さらに科学技術の発展によって、物質的な意味で豊かな生活を実現させることができた。しかし、一方において市場経済は巨大化し、社会は不安定さを増し、その情報はより複雑化している。さらに、自殺、貧困、格差などの社会問題はますます深刻なものになっている。人間性の希薄化についても、あたかも人間自体が捉えようもない個物であり、情報ネット社会のモナドとして浮遊しているかのような印象さえ受ける。

本稿では、補完性の原理が示す、人間がよりよい人生をおくるための最良の社会システムについて、個人と共同体に注目していく。すなわち、人間が社会で生きていくうえで、人間の尊厳を中核に持つ伝統的自然法論から、社会システムと人間の関係を考察しようとする試みである。そのために、伝統的自然法論者であるヨハネス・メスナーの思想を取りあげていきたい。

しかるにメスナーにおいて、共同善思想は、主要な仕方で、中世を代表する思想家であるトマス・アクィナスにもとづいていると言われている⁽³⁾。では、メスナーは、トマスにおけるどのような思想を、いかなる仕方で受けつぎ、また、そこに修正なり変更を加えていったのであろうか。このことは、それ自体、ひじょうに重要な、そして多岐にわたる問題を包含しており、限られた紙面で包括的に論じることはとても困難である。

そもそも今日用いられている「補完性原理」は、もちろん、近代以降の考え方に発端を有するものである。トマスとメスナーによる、個人と社会に対する考察は、歴史的な意味において、その社会システム自体に大きな隔たりがある。トマスは、当然ながら資本主義社会における補完性を想定しているわけではない。しかし、両者の思想の差異と共通性を探求することによって、現代社会に関する何らかの重要な示唆を受けとることができるのではなかろうか。

本稿では、メスナーにおける個と共同体の関係を明らかにすることにより、補完性原理と共同善について、個人善や自由、社会システムという視点も織りまぜながら論じていく。そして、次稿では、トマスにおける、補完性の原理の思想的な基礎づけを試みる。すなわち、配分的正義と共同善の関係を通じて、補完性の可能性を探っていく。

I. 個と共同善秩序

メスナーは、二つの世界大戦を経験し、戦後の冷戦まで、波乱にみちた時代を生きた人物である。彼は個人主義にも全体主義にも断固として否定する立場をとり、新たな共同体論を提示する、きわめてポスト・モダン的な思想を示している。メスナーは、人間を、個人としての固

有な責任を持ち、そして、自律した存在として位置づける。そのうえで、個人が、共同体から不足部分を補完されるのである。

したがって、メスナーによると、個人は社会において、権利と義務を有し、人格者として生きていく理性的存在とみなされている。人間は、共同体のなかで、その充全的存在としての完成をめざすのである。

では、個々人と共同体は、そもそもいかなる仕方でかかわっているのか。そして、それぞれの権利と義務とはどのようなものなのであろうか。この点を、共同善と、その性質が根本において同一とされる補完性の原理から考えていくことにしたい。

しかるに、共同善の原理を考察するにあたって注意すべき点は、メスナーの思想が、「伝統的自然法論」という立場から、普遍性にそくした形而上学・存在論をその基礎においているということである。そのため、科学主義が隆盛である現代において、普遍的な存在論的価値観をどのように捉えるかが、まず問題となるであろう。

じっさい、21世紀をむかえ、科学主義や効率主義が主流となり、ますますの高度情報化が急激な速さで進んでいる。そのような状況で、人間の生き方そのものをあらたに問いかける必要に迫られている。真に人間らしく生きていくためには、個と共同体への新しい関係をわれわれは築いていかななくてはならない。そのために伝統的自然法論を再考することは、たいへん意義深いものであると考えられよう。

補完性原理は、メスナーにおいて、共同善原理より導かれ、両者は根本において同一のものとして捉えられている。メスナーにおける社会倫理にとって共同善原理は、その思想の中核に位置する重要なものである。メスナーの大著である『自然法』では、共同善について、多くの論述がなされ、また、個人、個人と共同善についての哲学的考察をへて、法・経済の社会倫理が展開されている。補完性原理の理解のためには、まず、メスナーがどのように人間を捉え、社会構造を理解しているのかを、そして、共同善とその秩序を知る必要がある。メスナーは共同善秩序について、次のように述べている。

共同善秩序は、自らにその実存的諸目的から課せられ、したがって自己固有の責任をもって達成されるべき生存使命の遂行に際して、社会体のすべての成員に必要とされており、そして、彼らの社会的結合を通じて得ようとされている援助を可能とすることを求める⁽⁴⁾。

このメスナーの共同善秩序には、社会や国家自体の繁栄などのような、共同体全体の至福や利益への目的はみられない。この点は、一見するとトマスとの大きな違いであるように思われる。共同善秩序は「成員」に「援助を可能にすること」である。それは個人が実存的諸目的から、課せられ、その使命を達成すべき時の、社会的な補完にすぎないのである。

メスナーは、個人としての人間に、アリストテレスと同様、「社会的存在」を認めており⁽⁵⁾、「人間は、その本性において、ちょうど同じほど個人的存在でもあれば社会的存在でもある」と述べている⁽⁶⁾。すなわち、人間には、あらかじめ社会的存在としての本質を有することが前提されている。

さらに、人間が霊・肉的本性を有した個人的存在であるがゆえに、その個人的本性は社会的

結合をなくしては発展できないとされる⁽⁷⁾。霊的本性によって、人間は、理性と自己決定（意思自由）を有することができ、人間は人格者とみなされるのである。

このように、人間は、その本性を完全に発達させるために、徹頭徹尾、社会結合を条件とする⁽⁸⁾。すなわち、「ただ交わりと協働とを通じてのみ」、完全な人格者、文化的な人間になることができる⁽⁹⁾。したがって、メスナーは、人間を人格として捉え、同時に、個々人から必要とされる共同体として、社会の価値をも認めるのである。この意味において、社会は、個人という存在なくしては成立しえないものとなる。

Ⅱ. 補完性の原理と共同善の原理

このように、個人的存在でもあり社会的存在である人間に、実存的諸目的が課せられている。では、この実存的諸目的とは、そもそもどのようなことを意味するのであろうか。メスナーは次のように説明している。

身体に不安のないことや社会的な尊重（個人的名誉）を含めての自己維持。生活の諸条件を改善する能力の陶冶や、必要な財産や収入を確保することによる自己の経済福祉の配慮などを含めた、身体的・精神的観点からの人間の自己完成。経験や知識や美的諸価値の感受力などを拡大すること。婚姻を通じての繁殖。また、婚姻から生まれた子女の養育。平等の人間存在として、人間仲間の精神的・物質的福祉に好意的に加わること。とくに平和と秩序との保障をすることのうちに存する、また、意のままにしうる充実した諸財に相応しい仕方で与らせることによって、社会成員のすべてのものに充実な人間存在を可能ならしめることのうちに存するところの、一般的利益を促進するために社会的な仕方で結合すること。創造者を認識し尊敬すること。また、創造者との合一のうちにおいて成立するところの人間存在の究極的充足⁽¹⁰⁾。

メスナーにおいて、人間の実存的諸目的は、人間の心身ともに関する自己維持、自己完成であり、また、文化的、社会的な人間存在の充実、さらに、一般に承認されにくいものとして創造者との合一にもとづく宗教的な人間存在の充足である。この目的に、メスナーは、平和と秩序の保障における、平等である人間の社会的な協働を含めている。すなわち、人間の人格における完全性には、社会性が必要とされるため、社会的な結合は、当然、人間の実存的目的としておかれるのである。

そして、人間の実存的諸目的を達成するために必要な場として、家族、地域社会、職業集団社会など、様々な社会集団、また、国家、国際社会などがあげられている。メスナーは、これらの社会それ自体にも目的を設定する。それが、「すべての人がその実存的諸目的にもとづく生存の使命を自分の責任で果たすために、必要としている援助をあたえること」なのである⁽¹¹⁾。

この社会の目的こそ、共同善とされる。あるいは共同の利益、社会福祉などと考えられている⁽¹²⁾。共同善は、あくまでも社会的結合のなかで、個々の人間の生存、その文化的発展のためにある。すなわち、人間がよりよく生きていくための共同善である。人間は社会的存在とし

て共同体のなかで生きていく個別的な人格である。その共同善は、共同体の超越した目的を導き出すものではなく、個々の人間の援助にすぎない。共同善は、個人を超越した全体主義的な価値におかれてはいないのである。

メスナーにおいて、個々の人間が完全な文化的存在、人格者となるためには、経験的に交わりと協働のみが必要とされ、トマスにそくして、人間本性の補完必要性を本来的な仕方では認めている⁽¹³⁾。ただし、この場合の「補完性」とは、「人間における共同体の必要性」であって、メスナー的な意味での補完性原理がそのままトマスに妥当しているわけではない。ともかく、社会体における援助は「すべての成員が社会体的統一体へと結合することによって可能となり、しかもまた、すべてのものによって必要とされている」ものであるからこそ⁽¹⁴⁾、共同善となりうるのである。しかし、援助であるということには、「自己固有の責任として課された使命の遂行が可能とされるべきであるから、共同善は、その本性上、必要な援助であるが、ただその使命に奉仕する援助」にすぎないという意味が込められている⁽¹⁵⁾。

したがって共同善原理には、補完性原理から「社会体に対して、共同善は個人、または肢分社会体が自分の独力でなしうることにについて権限や資格を根拠づけることはない」という条件が加わる⁽¹⁶⁾。共同善は、社会体に対して、自己の限界を超えてはなんらの授權もしない。したがって、社会体の正当性が、共同善を社会的目的へと根拠づけると同時に、共同善の本性的なものに内在されたものとしての補完性を強調するものとなる⁽¹⁷⁾。ここに、メスナーにおける「補完性の原理」と「共同善の原理」の関係が明らかであろう。

Ⅲ. 補完性原理の権限と義務づけ

では、共同善の原理でもある補完性の原理は、どのような仕方で社会体と個人にかかわっていくのであろうか。メスナーは、補完性原理に、いずれの社会体の活動に対しても、「権限限定法則」を持つと考える。権限定定とは、「社会体活動は、集団成員が自らの固有な力では、自己の使命を達成しえない限りでのみ、援助であらねばならない」という限定である⁽¹⁸⁾。

あくまでも社会体の目的は援助であって、補完性は役務給付を義務づけるものではない。メスナーがこの点を強調するのは、おそらく、個と共同体の関係をどこまでも調和的な仕方で捉えようとしたからではないだろうか。この点は、彼が生きた時代状況から、ある程度理解可能であろう。

したがって、共同善は「社会体成員が、その物財や役務を払い込んでつくった共同の基金をたんに寄せ集めてくることに、本来存するものではなく、また、社会体成員がその物財や役務という共同の蓄えを単純に配分するものでもない」。むしろ、社会体成員が実存的諸目的から導かれる生存使命を、「固有の責任、固有の力」によって、社会的結合を通じて可能とすることなのである⁽¹⁹⁾。メスナーは、共同善の目的のための補助でのみ、共同善としてありえるのであり、「それ以上のことが志向されれば、もはや完全ではない」と強調している。

それゆえ、人間から自己決定、固有の責任の領域を取りさる「扶養国家」は共同善に背くものとなる。国家が最高の社会保障におけるサービスを供したとしても、その行為は共同善に反するからである⁽²⁰⁾。共同善は、個人に対する補助であり、この補助をうける個人には、固有

の責任が課されている。人間は、自己の生存のために社会を必要とし、その社会の一員として責任をもって「人間的存在充足」をめざす存在であるべきものとされている⁽²¹⁾。このように、人間は社会を必要としているが、しかし、このことが個としての人間のあり方に反してはならないのである。

さらに、補完性の原理は、その責任範囲にもとづいた諸権限を規制している⁽²²⁾。すなわち、補完性の原理が、援助という性格を持つかぎり、社会諸集団や個人の「自然本性的な固有権」を保護する。自然本性的固有権が保護されるのであるから、それは自律性が保護されることを意味するわけである⁽²³⁾。このように、補完性の原理は、「多元的社会的構造法則かつ機能法則」として、「国家的な全権要求という全体主義に反対する」とともに、「国家から区別された社会体の固有権を保障するものとして、自由な社会構造の自然法的根本原則」となる⁽²⁴⁾。メスナーにとって、補完性の原則は、たんなる国家と社会諸集団における個々人の補完関係を調整するだけではなく、多元的社会的構造を支え、自然法的根本原則ともなる重要な原理なのである。

かくして、補完性の原理が、国家だけを義務づけるのではなく、すべての社会諸団体、個人にかかわる。メスナーは、個人が「補完性の原理で保護された諸権限や諸権利は強力に行使されなければならない、それを基礎づけている諸責任は、できるだけ自分の力で、自分のイニシアティブではたさなければならない」という仕方で⁽²⁵⁾、責任と自助を深く結びつけている。そして、補完性の原理は、「できるだけ多くの自助を、必要なだけ多くの国家援助を、ことに仲間団体的結集による自助」を意味している⁽²⁶⁾。すなわち、個々人は国家という共同体に埋没してはならないのである。

メスナーにおいて、補完性の原則は社会体全体を義務づけ、諸管轄や権限の分化を意味するとともに、人間の責任と意思決定に深くかかわり、人間を義務づけるものである。それゆえに、補完性の原理は、人間の自己決定、固有の責任から導かれる社会の原理となる。メスナーは、共同体の意思決定を次のように述べている。

共同善は、成員の利益や願望に仕えるべきものであるから、特に共同の利益を現実化する手段やその種類やその適応となると、こうした意欲が問題となる。したがって、共同体の自由な決定の限界は、手段は実存的諸目的に矛盾してはならないという要請を別にして、なんら存在しないのである⁽²⁷⁾。

共同善の形成は、社会体成員における共通した価値意思や価値志向にかかわる問題となり、メスナーは、共同善を、何ら形式的なものではなく、即事的内容を持つと主張する。すなわち、社会体成員の完全な存在充足は、共同善秩序の現実化に依存するのである⁽²⁸⁾。メスナーは、社会における個人と共同体を、補完性の原理にそれぞれ義務づけ、そこに個人の自由と責任を問うものとして捉えている。では、実際の社会生活において、共同善、補完性の秩序が、どのように現実化されるのであろうか。

Ⅳ. 補完性の原理における現実化

補完性の秩序は、人間の現実の生活において、正義の秩序と同じように、完全な姿をとらない。なぜなら、正義秩序を完全に現実化できないほど人間本性が毀損しており、また歴史的にも新たな問題が提起されるように、個人と共同体、自由と権威の関係が問題とされるからである⁽²⁹⁾。個人は、何らかの社会体制を形成し、共同体のなかで社会生活をおくっている。メスナーは補完性の原理から、社会体制の価値特徴を判定する3つの判定基準を示している。

1. ある社会体制は、個々人が妨げられることなくその固有の関心ごとの追求に没頭できればできるほど、ただし同時に、適当な制度を通じて共同善にも仕えるようにさせられていなければならないほど、より完全である。
2. 補完性原理にもとづくほかの基準をなすものは、社会体制の分権化と、より小さな社会体諸単位の事実的な自己管理である。
3. 社会体制を判定するための補完性原理にもとづいた基準は、直接的な国家の介入の少なさである⁽³⁰⁾。

これらの判定基準には、いずれもその根本に、個々人の活動を見いだすことができる。社会体制の秩序において、その理想は、「倫理的諸力に支配された共同体の枠のなかで、個々人の自由が最大限可能になっている度合いが存している」ことにある。共同善が個人の援助であるのだから、個人の援助が大きい場合、個人の自由は縮小される。したがって、共同体が、公共の秩序や共同の利益を保障するために、より少ない法的規制であるほど理想に近くなる。それゆえ、メスナーは「もっとも多くの法規を持つ国民が、もっとも多く幸福なのではない」と考えている⁽³¹⁾。

このように、メスナーは、「国家社会主義」、「集合主義」に対して、経済・社会的な進歩が最大限の国家的干渉を期待する社会体制であると批判する。これらの社会体制は「できるだけ多くの国家を」求め、個人に対して多く規制をもうけることとなる⁽³²⁾。国家社会主義、集合主義では、補完性の原理は不作動であり、メスナーの考える共同善秩序は成り立ちにくいのである。

メスナーにとって、共同善は個人善を前提として成立し、同時に、共同善なくしては個人善も現実化しない。個人と共同体は、それぞれ、個人善、共同善を目的とする。両者は、お互い密接な相互関係を持つのである。個人善と共同善は、メスナーにとって、とても重要なコンセプトである。それゆえに、個人主義的理論、社会主義的理論についても、その理論を次のように批判している。

個人主義的、社会主義的理論では、個人善と共同善とのあいだに本質的な相違を持たない。(中略)個人主義の観方では、社会善は根本において成員の個人善のたんなる集計にすぎないものとなり、したがって、個人善と異なる。また、集合主義の観方では、個人善が集合的全体の社会善に参与するかぎりにおいてのみ存在するので、社会善と同一である⁽³³⁾。

これらの理論では、個人善と共同善の区別は成り立たない。また、個人善の集計や、社会善のための個人善であるかぎり、共同善ではない。このようにして、メスナーは個人主義と社会・全体主義を否定して、いわば「第三の道」を歩もうとする。かくして、メスナーの共同善思想は、彼の思想の根幹であり、共同善の多元的な秩序を、社会体制におくものである。そのため、個人と共同体には、補完性の原理における社会制度の基礎づけを必要とする。

補完性の原理は、責任範囲にもとづいた諸権限を規制するのであり、だからこそ、法（＝権利）の原理としても位置づけられる。そして、社会における整序は、社会的目的にもとづくことから、補完性の秩序は、社会目的にもとづいた諸権限ないし権利の秩序となる⁽³⁴⁾。

共同善の形成は、社会体成員の共通の価値意思や価値志向にかかわる問題である。そのため、社会目的は、個々人の目的、意思という実存的な人間の存在そのものにかかわってくるのである。個としての人間は、その実存的諸目的を現実化するために補完され、そこに人格者として、責任と自由を持つ存在であるという前提が強調されなければならない。メスナーの人間像は、あくまでも理性的な存在として見いだされているわけである。

結び 共同善の原理と社会倫理

共同善は、社会全体におよぶ重要な位置づけを有する。共同善の原理とその人間像の理解なしには、メスナーの社会思想を読みとることはできない。人間は実存的目的に深くかかわる存在であり、一人では生きていけないという「補完必然性」と他者との交わりと協働のなかで発展する「補完可能性」の双方を持つ存在として捉えられている。

さらに、人間は、社会のなかの一員として人間的存在充足をめざしており、この現実化が共同善の現実化となる。人間は、その存在充足のために、実存的諸目的にもとづいて自己決定を行っているのである。メスナーは、これらの前提から、宗教的、市民的、政治的、経済的、そして社会的な自由に、積極的な意味合いと、同時にこの自由の制限を、次のように示している。

人間の固有責任性一般には、人間の実存の固有なものを成すことが、こうした諸目的から知られる一方、これと共に、社会体的整序権力の共同善への責任ということだけがそれらを制限することへの授權を根拠あるものとなしうるところの、自由の広汎な領域が与えられているのである⁽³⁵⁾。

自由は、個々人や社会集団による侵害がないという消極的なものではない。自己責任によって、実存的諸目的にもとづいた義務の充足から、積極的に自由は行使される。人間の実存に固有なものは、諸目的の一つである人格の発展であり、そのために自らの諸利益の追求は認められるのである。

しかしまた、この自由には、実存的諸目的に基礎づけられた共同善の目的から、自由権の本質と限界が定められる。すなわち、自由は、実存的諸目的にもとづくかぎり、いかなる恣意にも先だつて存在し、社会契約、多数決や世論、投票にも服さない権利を有している。自由が制限されるのは、共同善や他人の権利が損失するかぎりとなる。この制限のみをもって共同体は、

自由の乱用を阻止する権利を持つことになる⁽³⁶⁾。

したがって、実存的諸目的を基礎づけられている社会的自由は、個人主義的・自由主義的な自由でもなく、集合主義的・社会主義的な自由とも区別される。メスナーは、自由の本質とその自由の範囲を決定する基準がどこにあるのかを示し、社会的実力諸関係に規定された国民の意思に依存する危険性を警告する⁽³⁷⁾。まさに、資本主義社会にある現代人にとって、自由の権利に関する根拠は重要な指摘となるであろう。

しかし、現代人にとって、このように社会理論を目的論的存在論として捉えることは、科学主義的、また、相対主義的の立場から容易ではない。メスナーはカトリック社会論の立場をとる。カトリック社会論の立場から、これら共同善の原理を、人間の人格の発展、つまりは人間の尊厳を分母に理解の試みがなされているが、共通理解は可能であろうか。カトリックという「普遍的」なものがあるならば、既存の宗教を超えた観点から、人間らしい生き方を可能にする社会理論を個と共同体の関係のもとに提示できるはずであるし、その試みは、価値観の多様化を前提としている現代においてこそ、きわめて重要であると言えよう。

さて、このように、共同善の理解から補完性の原理を考察し、個人と共同体の関わりを探ってきた。メスナーは、伝統的自然法論から、現代社会における問題の解決をはかろうとしている。補完性の原理は、補完されるものと補完するものの相対的な関係にはなく、共同善の原理に基礎づけられた秩序である。そこに個人と共同体の責任と自由が存在し、この点を前提にしたうえで自己決定の義務が課せられる。メスナーにおいて、個人は個人主義的で功利主義的な性格を有している。しかし、そこには、完全な意味での個人的自由はなく、人間は社会的存在のゆえに、個人善は共同善へと、必然的な仕方ではかわるのである。

日本において、今日の格差社会における補完性秩序の構築は、雇用問題だけではなく、少子高齢化をむかえ、ますます重要な問題となるであろう。そこで大切なことは何であろうか。この問いかけこそ、すなわちかかる問いかけが目ざすところのものそのものが、「実存的諸目的」にはかならない。補完性秩序づけの再構築は、この目的にかかっているのである。

略号

D.N.	Messner, J., <i>Das Naturrecht: HandBuch der Gesellschaftsethik, Staatsethik und Wirtschaftsethik</i> (『自然法：社会・国家・経済の倫理』), Berlin: Duncker & Humblot, 1984.
鈴木 2014	鈴木純『経済システムの多元性と組織』, 勁草書房.
野尻 2006	野尻武敏『転換期の政治経済倫理序説－経済社会と自然法－』, ミネルヴァ書房.
水波 1998	水波朗「現代社会とキリスト教社会論－ヨハネス・メスナー理解のために－」, 高橋広次編『現代社会とキリスト教社会論』(南山大学社会倫理研究叢書第3巻), 南山大学社会倫理研究所.
水波 2005	水波朗『自然法と洞見知－トマス主義法哲学・国法学遺稿集－』, 創文社.

- 山田 1989 山田秀「自然法論的認識論－メスナー自然法論の一貢献－」, 三島淑臣・阿南成一・栗城壽夫・高見勝利編『法と国家の基礎に在るもの』(水波朗教授退官記念), 創文社.
- 山田 2014 山田秀『ヨハネス・メスナーの自然法思想』(熊本大学法学会叢書13), 成文堂.

註

- (1) 自助・共助・公助の関係に関しては、次の引用が参考になるであろう。経済秩序論的には、それらの経済部門はそれぞれ次のような秩序原理〔目的, 規範, 調整原理〕に拠っているものとして理解される。すなわち、公的経済（公共経済）は〔公益, 公正, 公助〕に、私的営利経済（市場経済）は〔私益, 自由, 自助・競争〕に、そして私的非営利経済（社会経済）は〔共益, 連帯・互酬, 共助〕に特徴づけられる。このような多元的に経済秩序を捉える見方は、経済政策論的には、補完性原理にもとづく多層的な経済秩序の理解であり、言わば三層秩序論と呼ぶことができる。自助－共助－公助という三層的理解は、今や経済秩序論や経済政策論のみならず、社会保障政策や地方分権の議論などにおいても広く用いられている。(鈴木 2014, p.153)。
- (2) 補完性原理に関しては、次の引用が重要な論点を提示している。「補完性原理」はメスナー自身が、自分の提唱したものと言っている。(中略)メスナーの場合補完性は、あらゆる社会集団が一方の極では固有の「存在」をもちこの点で同権的であること、個々の人格者がその実体的「存在」の点で同権的であるのに類し、他方の極でそうした社会集団が多元的でしかも位階秩序を成すこと、この兩極の原理から出てくる。つまり位階秩序のうえで上位のもの（例えば全体社会たる国家）は、位階秩序のうえで下位のもの（例えば家族, 民族, 階級, 労働組合, 地域的自治体などすべての部分社会）にたいし、その固有の「存在」, 固有のイニシアティブ, 固有の自律的活動を最大限尊重し、より上位の集団の目的からの必要なコントロールを最小限にすることで、この兩極の原理を共に生かすことができる。同じことは類比的に国際関係でもいえる。一方には「同権的」な固有存在を持つ国家がある。他方には国際共同体が組織化されるにつれ、位階上位にある国際共同体の機関と各国家との間で位階秩序が生じ、兩者の調和のための補完性原理が現実の国際生活のなかで生ずる。この意味での補完性原理を国家その他の社会諸集団のうちに現実化させ、偶有的存在たる社会諸集団の固有の「存在」すなわち「共同善」を充足させることを通じ、実体的存在たる成員個々人の存在充足を補完する。この後者の意味の補完性原理は人間の社会的本性に直接に結びついたものであり、社会諸集団間の問題としての前者の補完性原理とは、区別されねばならない。(水波 1998, pp.58-59)。
- (3) 山田は、メスナーに代表される伝統的自然法論者がトミストであらざるをえなかった点に関して、次のように述べている。それは、言葉の真の意味において、トミズムが全霊を注入して實在, 現実に聴き従って来たからではなかろうか。観念的に構築された見取図で(よ

り厳密には、先験的カテゴリーによって)世界を構成しつつ認識するというのではなく、人間が正に人間として置かれている境位に立ってことを論ずる、換言すれば、非概念的、本性適合的に人間存在の構造法則としての自然法を先ずは了解し、然る後に、様々な概念的、反省的な認識、要するに学問的認識が営まれるのである、とトミスムが考えるからではなかろうか。(山田 1989, p.270)。

- (4) *D.N.*, S.294, (p.326)。以下、邦訳(『自然法：社会・国家・経済の倫理』、水波朗・栗城壽夫・野尻武敏共訳、創文社、1995年)個所は括弧内に示す。なお、その訳者あとがきによると、日本語としてあまり聞きなれない表現である「社会体」には、次のような考えが込められている。メスナーがギリシア・中世伝来の存在論的哲学の人間論を継承して、人間の社会的本性を、その人格的本性ととも徹底的に強調すること、本訳書にみられる通りである。そしてそのことの延長として、地上の一切の物質的存在を無限に超越した尊厳な個々人の実体的な人格的存在とは別個に、社会集団的存在(社会体 *Gesellschaft*)の独自・固有の(但し偶有的な)存在性を強調する。このことは、「個人」倫理学とは別個の「社会」倫理学を確立するうえでの存在論的出発点であり、基礎である。このことに、凡そ「制度的なもの」と呼ばれるすべての事物と、諸制度を規定する「イデオロギー的なもの」とが、個々人の意識や意思から独立した固有の運動法則を伴って、人間の社会的・共同体の生活を深く決定していることが結びついている。個人倫理学が扱えない社会倫理学の広大な領域が存するのである。(p.1333)。
- (5) *D.N.*, S.149, (p.158)。
- (6) *D.N.*, S.149, (p.157)。
- (7) *D.N.*, S.152, (p.160)。なお、人間の本性と実存的目的との関係に関しては、次の引用が正鵠を射ていると考えられる。倫理の規準の問題は、実は倫理の本質の問題と密接に関係している。何となれば、倫理の規準は、上述の課題に答えることが出来るためには、当該行為の倫理的性質を説明できなければならないはずであるからである。ところで、倫理の本質は、人間本性の全現実によって要求された秩序にあった。そして、この人間本性の全現実ないし真の自己は、「人間本性を規定する諸傾動が、傾動自体に予め刻印されている傾動目的と一致して活動することに左右されている。それ故に、倫理の決定根拠ないし規準は傾動の正しさである。詳しく言えば、それは行動と諸傾動に予め刻印された諸目的との一致である」。行為のもつ倫理的善(=傾動の正しさ)にとって重要なのは、本性に予め刻印されている傾動目的であった。そしてここに言う「予め刻印されている」という語は、二重の意味を有する。即ち、第一には、人間本性の傾動資質の現実の認識にとって予め刻印されているということ。第二に、人間の人格決定に対して予め刻印されているということの意味している。それに故に、傾動目的は、「存在」として、かつ「当為」として人間本性に予め刻印され与えられている。以上述べ来たことから、「人間本性と身体的・精神的傾動に予め刻印された諸目的」を次に明確化すべきことが理解されるであろう。こうした諸目的は、それらを実現することなしには人は人間の実存を獲得し得ず、従って又、自己疎外(自己の存在喪失)へと陥らざるを得ないような、人間の実存の条件であるので、メスナーはそれらを「(人間の)実存的目的」と名付ける。(山田 2014, pp.222-223)。

- (8) *D. N.*, S.26, (p.9)。
- (9) *D. N.*, S.150, (p.158)。
- (10) *D. N.*, S.42, (p.26)。
- (11) *D. N.*, S.189, (p.205)。実存的諸目的と共同体、そして共同善との関係に関しては、次のような論点が認められる。経済倫理はここにおいて社会倫理一般と結びあい、共同善や社会的な正義や連帯の要請のもとにおかれてくる。そこでメスナーによれば、一国であれば社会経済協働には「国民経済の利用できる資源と労働力をもって全面的な一般福祉を及ぶかぎり完全に達成してゆくこと」が目指され、一般には「社会経済の目的は、全面的な、つまり物質的文化的な共同の善であり、したがってその規制原理は公正（正義）」となる。ここに「共同善」とは、「実存的諸目的」の共同の実現だが、人格たる人間の共同の自己現実と約言することもできよう。そして、この社会協働にはそれを維持する枠組み、つまり社会経済秩序が不可欠であり、そこから社会経済の管理方法も問題となってくる。そこで経済倫理は、一国であれば国家倫理とも結びあい、ここでは人格たる人間の自律性と全体を配慮する公権力の関係、したがってまた自由や平等や補完性といった倫理規範が問題となってくる。いずれにしても、こうして経済倫理学においては、経済の効率性ととともに、「人間と共同体という二つの極」が「社会経済の本性を規定する」ものとして重視されるのでなければならない。(野尻 2006, p.78)。
- (12) *D. N.*, S.189, (p.205)。
- (13) *D. N.*, S.151-152, (p.160 : 注4)。
- (14) *D. N.*, S.189, (p.205)。
- (15) *D. N.*, S.294-295, (p.326)。
- (16) *D. N.*, S.295, (p.326)。
- (17) *D. N.*, S.295, (p.326)。
- (18) *D. N.*, S.297, (p.329)。
- (19) *D. N.*, S.189-190, (p.206)。
- (20) *D. N.*, S.190, (p.206)。国家の意味に関しては、次の文章がたいへん参考になる。メスナーに依れば、国家は一種の社会集団であって、他の社会集団について前にのべたことは、ことごとく国家的社会集団にも妥当する。つまり人間の社会的本性の具現であり、集団成員がこの本性法則を本性適合的に洞見しつつ自由にこれに服して生きることを基底として、人為の概念的発明・工夫が加えられて現実に存在するものである。又集団固有の「共同善」を全成員の協同によって現実化しているかぎり、成員の人格的存在からは区別された集団固有の存在性をもつものである。さらに共同善現実化をめざしての自覚的・積極的指導的成員部分とそれに服することを通じて共同善の現実化に協力する消極的成員部分への分化が必然的にみられるものであり、したがって権威原理がそこでは生きた生活体であり、実定法的法治原理がそこで生きられた法共同体である。又そこでは共同善現実化のための「制度的なもの」と、諸制度を規定する「イデオロギー的なもの」とが意味をもつ場である。こうしたすべての点において国家は、それ自体社会集団でありながら、なおかつ何によって他の社会諸集団とは区別される本質と特性をもつのか。アリストテレスを顧

みながらメスナーは言う。国家以外の他の社会諸集団は、人間の多様な実存的諸目的の個別的・特定のなもの、人間の存在充足に必要な部分的善益あるいは目的を追求する。経済的目的と特定された経済的諸団体、教育・研究目的に限定された学校や研究所、スポーツや芸術活動目的に限定しての同好会や協会、近隣の共住からくる日常的需要の充足と限られた近隣の共同体。家族社会の目的は大いに包括的なものともみえるが、それにしても人間の凡ゆる必要を満たすものでない。こうした意味でそれらは、人間の部分的活動目的を追求する「部分」社会である。これにたいし人間の必要の全面的・統合的充足の基本的諸条件がそこで整えられ、そのうちで人びとが「自己完成」を遂げ「よい生活」(アリストテレス)に入り「幸福」で真に「自由」となりうる社会が「全体」社会であり、「完全」社会であって、それが国家である。こうしてそれだけでは人びとの自己完成の、全面的存在充足の基礎条件が整えられない「部分」諸社会から国家がきっぱりと区別される。こうした国家のなかで生きるべく、万人が国家的本性により動かされている。(水波 2005, pp.335-336)。

- (21) *D.N.*, S.295-296, (p.327)。
- (22) *D.N.*, S.298, (p.329)。
- (23) *D.N.*, S.298, (p.329)。
- (24) *D.N.*, S.299, (p.330)。
- (25) *D.N.*, S.299, (p.330)。
- (26) *D.N.*, S.299, (p.330)。
- (27) *D.N.*, S.190, (p.206)。
- (28) *D.N.*, S.290-291, (pp.321-322)。
- (29) *D.N.*, S.302, (p.333)。
- (30) *D.N.*, S.303, (p.334)。
- (31) *D.N.*, S. 303-304, (p.334)。
- (32) *D.N.*, S. 303-304, (p.334)。
- (33) *D.N.*, S.215, (pp.233-234)。
- (34) *D.N.*, S.298, (p.329)。
- (35) *D.N.*, S.434, (p.482)。
- (36) *D.N.*, S.434, (pp.482-483)。
- (37) *D.N.*, S.435, (p.484)。

本研究は、JSPS科研費25380250の助成を受けたものです。

